公益財団法人 長崎県育英会奨学金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人長崎県育英会(以下「本会」という。)定款第3条及び第4条の規 定に基づき、貸与する学資(以下「奨学金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (奨学金の種類等)

第2条 奨学金の種類、本会が奨学金を貸与する者(以下「奨学生」という。)の名称及び資格は、次の表のとおりとし、長崎県内に住所を有する者の子ども等に貸与する。

2 3	奨学金の種類	奨学生の名称	奨学生の資格		
	奨学金の種類 育英事業奨学金 大学等入学時 奨学金	育英事業奨学生	高等学校(専攻科を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)、専修学校の高等部(専攻科を含む。)、専修学校の高等課程及び高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在学する者、又は、進学が決定した者 大学等大学、短期大学、専修学校専門課程(「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。)(以下「大学等」という。)への進学が決定した者。		
			ただし、長崎県教育委員会が教育 交流に関する協議書を締結してい る学校(長崎県教育委員会が実施 する離島留学制度を活用し、卒業し た者に限る。)に在学する者、又は 進学が決定した者は、入学時奨学 金と併せ月額奨学金の資格を持		
(2)	高等学校奨学事 業奨学金	奨学事業奨学生	高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在学する者、又は、進学が決定した者で経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者		
(3)	交通遺児等 奨学金	交通遺児等 奨学生	家計の支持者又は保護者が、交通事故・病気・災害・自死等に因り死亡した家庭の遺児である者高等学校及び高等専門学校又は大学、短期大学、専修学校専門課程(「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。)に在学する者で、経済的理由により修学困難な者		

2 前項の奨学金での重複及び独立行政法人日本学生支援機構(以下「学生支援機構」という。)の 奨学金との重複した貸与はできない。

ただし、次の場合を除く。

- (1) 交通遺児等奨学金と大学等入学時奨学金との重複貸与
- (2) 交通遺児等奨学金と学生支援機構の給付型奨学金との重複貸与
- (3) 大学等入学時奨学金のみを貸与する場合の学生支援機構の奨学金との重複貸与

(奨学金の額)

第3条 貸与する奨学金の額は、次の表の左欄に掲げる奨学生の区分に応じて、定められた右欄の月額から奨学生が選択するものとする。

:	奨学生区分		月額
育英事業奨学生	高等学校等		10,000円
奨学事業奨学生			20,000円
			30,000円
			35,000円
	長崎県教育委員会が教育 締結している大学等	41,000円	
交通遺児等奨学生	高等学校等	育英 (奨学) 事業奨学生	と同額
	大学等	国立・公立	35,000円
	,	私立	41,000円

- 2 高等学校等入学時奨学金の額は、100,00円とする。
- 3 大学等入学時奨学金の額は、300,000円、500,000円、700,000円から奨学生が選択するものとし、一括で貸与する。

(貸与の期間)

- 第4条 奨学金(高等学校等入学時奨学金及び大学等入学時奨学金を除く。)を貸与する期間は、在学する学校の正規の最短修業期間とする。ただし、次の場合は、その期間を延長することができる。
 - (1) 高等学校等に在学する者の海外留学期間(1年間を限度とする。)
 - (2) 理事会で特に必要と認めた期間
 - 2 交通遺児等奨学生にあっては、修学期間途中において、資格に該当する事由が生じた場合は、事 由の発生した月から貸与する。
 - 3 前項にかかわらず、出願する年度以前に資格に該当する事由が生じている場合は、当該年度の4 月から貸与する。

(出願手続)

- 第5条 育英事業奨学生を希望する者は、現に在学する学校又は卒業した学校の長(以下「校長」という。)を経て、次の書類を本会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。
 - (1) 奨学生願書
 - (2) 奨学生推薦調書
 - 2 高等学校等又は大学等への進学を条件として奨学生を希望する者(以下「育英事業予約志願生」という。)は、前項の出願ができるものとする。
- 第5条の2 奨学事業奨学生を希望する者は、高等学校の現に在学する校長を経て、次の書類を理事 に提出しなければならない。
 - (1) 奨学生願書
 - (2) 奨学生推薦調書
 - 2 高等学校等への進学を条件として奨学生を希望する者(以下「奨学事業予約奨学生」という。) は前項の出願ができるものとする。

- 第5条の3 交通遺児等奨学生を希望する者は、在学中学校又は在学高等学校等の校長を経て、次の書類を理事長に提出しなければならない。ただし、大学等に在学する者及び在学中でない者については、直接理事長に提出しなければならない。
 - (1) 奨学生願書
 - (2) 奨学生推薦調書
 - (3) 戸籍謄本
 - 2 高等学校等又は大学等への進学を条件として奨学生を希望する者(以下「交通遺児等予約志願生」 という。)は前項の出願ができるものとする。
- 第5条の4 奨学生願書には、第一連帯保証人(交通遺児等奨学生にあっては連帯保証人、以下同じ。) が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。
 - 2 出願の期日は毎年度理事長が定める。
 - 3 前項にかかわらず、交通遺児等奨学生を希望する者は、年度途中において資格に該当する事由が 生じた場合は、当該年度中において随時出願できるものとする。

(奨学生の決定)

- 第6条 奨学生は、選考委員会の選考を経て理事長が決定する。ただし、理事会が必要と認めた場合は、 選考委員会の選考を経ないことができるものとする。
 - 2 前項の奨学生のうち、育英事業、奨学事業及び交通遺児等予約志願生で選考委員会の選考を経た者は、入学を確認して決定する。ただし、大学等入学時奨学生は、大学等への進学を確認して決定する。
 - 3 前2項の決定は、原則として校長を経て本人に通知する。

(誓約書・奨学金借用証書の提出)

- 第7条 第6条第3項の通知を受けた者は、第一連帯保証人、第二連帯保証人(交通遺児等奨学生にあっては不要、以下同じ。)と連署のうえ、大学等奨学生にあっては直接、高等学校等奨学生にあっては校長を経て誓約書・奨学金借用証書を理事長に提出しなければならない。
 - 2 前項の第二連帯保証人は、原則として県内に居住し独立の生計を営む者とする。

(学業成績等の証明)

第8条 大学等奨学生の学業成績等の証明は、毎学年末、在学中の学校からの所定の報告によるものとする。

(異動の届出)

- 第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一連帯保証人と連署して直ちに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等の理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人から届け出なければならない。
 - (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
 - (2) 奨学金を辞退しようとするとき。
 - (3) 本人又は第一連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。
 - 2 前項の場合において、やむを得ない事情により、本人・第一連帯保証人ともに届け出ることができないときは、校長等が代わって届け出を行うことができるものとする。

(奨学金の貸与)

- 第 10 条 奨学金は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法で 貸与する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。
 - 2 奨学金(高等学校等入学時奨学金及び大学等入学時奨学金を除く。)は、原則として、年4回貸与する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。
- 第11条 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。
- 2 奨学生は、何時でも在学中の学校を経て奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。 (奨学金の貸与休止)
- 第 12 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の貸与を休止する。ただし、海外留学による休学 (1年間を限度とする。)の場合はこの限りでない。

(奨学金の貸与停止(終了))

- 第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の貸与を停止(終了)する。
 - (1) 傷痍、疾病などのために成業の見込がないとき。
 - (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
 - (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
 - (4) 休学、転学が適当でないとき。
 - (5) その他第2条に規定する奨学生として資格を失ったとき。
 - 2 奨学生は、前項に該当するとき及び第4条第1項の貸与期間が満了したときは、学校長を経て 次の書類を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 奨学生情報
 - (2) 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書

(奨学金の返還)

- 第14条 奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6月を経過した後、別表に掲げる返還期間内に奨学金を年賦、半年賦、月賦又は月賦・半年賦併用いずれかの割賦の方法で返還しなければならない。この場合において、返還金の全額又は一部を一時に返還することができる。
- 2 前項により返還しようとするときは、本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。 ただし、特別の事情があるときは、本会の発行する返還通知書又はその他の方法により返還することができる。
- 第15条 奨学生が退学し、若しくは奨学金を辞退し、又は停止されたときは、貸与を停止された日の 属する月の翌月から起算して6月を経過した後、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。 (返還完了前異動の届出)
- 第 16 条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の身分、 住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

(返還猶予)

- 第17条 奨学生であった者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号の期間中奨学金の返還を猶予することができる。
 - (1) 短期大学、大学、大学院又は専修学校若しくは各種学校等に在学しているときは、その在学期 間
 - (2) 疾病その他正当な事由により返還が困難となったときは、出願によりその相当期間

(死亡等の届出)

第 18 条 第一連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡若しくは失踪宣告を受けたときは、 戸籍抄本を添えて直ちに届け出なければならない。

(返還の免除)

- 第 19 条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は著しい心身の障害を受け労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったとき及び理事長が特に免除することが必要と認めたときは、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。
 - 2 前項の返還免除を受けようとする者(本人が死亡の場合は、その第一連帯保証人及び第二連帯保証人又は相続人)は、事情を具して願い出なければならない。
- 3 交通遺児等奨学金については、第14条の規定にかかわらず奨学金の半額の返還を免除する。 (延滞金)
- 第20条 正当と認められる事由がなくて、奨学金の返還を延滞したときは、延滞している割賦金の額 に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額を 徴収するものとする。

(債権の管理)

第21条 奨学金の貸与を受けた者について、その奨学金に係る債権の回収の危険性の度合いに応じて、 危険性の低い方から正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分し管理する。 (実施細目)

第22条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は昭和51年度以降採用者に対して適用する。 昭和50年度以前の採用者に対しては旧規定による。 附則(昭和52年2月26日一部改正) この規程は昭和52年4月1日から施行する。 附則(昭和53年6月7日一部改正) この規程は昭和53年4月1日から施行する。 附則(昭和54年6月6日一部改正) この規程は一部改正の日から施行する。 附則(昭和57年10月29日一部改正) この規程は昭和57年4月1日から施行する。 附則(昭和58年9月14日一部改正) この規程は昭和58年4月1日から施行する。 附則(昭和59年7月17日一部改正) この規程は昭和59年4月1日から施行する。 附則(昭和60年7月15日一部改正) この規程は昭和60年4月1日から施行する。 附則(平成2年7月10日一部改正) この規程は平成2年4月1日から施行する。

附則(平成4年7月8日一部改正)

この規程は平成4年4月1日から施行する。

附則(平成7年7月17日一部変更)

この規程は平成7年7月26日から適用する。

附則(平成9年4月7日一部変更)

この規程は平成9月4月1日から施行する。

附則(平成10年6月24日一部変更)

この規程は平成10年4月1日から施行する。

附則(平成14年8月8日一部変更)

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附則(平成16年3月30日一部変更)

- 1 この規程は平成16年4月1日から施行する。
- 2 第1条、第4条及び第5条の改正後の規程は、平成17年4月1日から採用する者に適用し、平成17年3月31日までに採用する者の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成17年3月22日一部変更)

- 1 この規程は平成17年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第12条及び第13条の改正後の規程は、平成17年4月1日以降に入学し採用する者に適用 し、平成17年3月31日以前に入学し採用する者の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成19年2月21日一部変更)

- 1 この改正規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条の改正後の規程は、平成19年4月1日以降に入学し採用する者に適用し、平成19年3月31日 以前に入学し採用する者の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成19年7月24日一部変更)

- 1 改正後の規程は教育委員会の承認の日から施行し、第1条第2号に該当する者については平成19年4 月1日から適用する。
- 2 改正後の第2条第1号から第3号までの規定は、平成19年4月1日以降の入学者に適用し、平成19年3月31日以前の入学者の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成20年6月24日一部変更)

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 2 第1条第1号及び第2条第3号の改定後の規定は、短期大学、専修学校専門課程については平成21年 4月1日以降の入学者に適用する。

附則(平成21年2月27日一部変更)

1 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則(平成23年6月13日一部変更)

1 この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則(平成24年2月15日一部変更)

1 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成24年8月1日一部変更)

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、公益財団法人長崎県育英会の設立の登記の日から施行するものとし、平成 25 年度以降の採用者に対して適用する。

なお、平成24年度以前の採用者に対しては旧規程の例による。

附則(平成25年6月3日一部変更)

- 1 改正後の規程は、平成 26 年 4 月 1 日以降の採用者(平成 26 年度予約奨学生を含む。)から適用する。 附則(平成 26 年 2 月 5 日一部改正)
- 1 改正後の規程は、平成 26 年 4 月 1 日以降の採用者(平成 26 年度予約奨学生を含む。)から適用する。 附則(平成 28 年 6 月 21 日一部改正)
- 1 この規程は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条から第8条、第15条及び第16条の改正後の規程は、平成29年4月1日以降に入学し採用する者に適用し、平成29年3月31日以前に入学し採用する者の取扱については、なお従前の例による。

附則(平成29年2月14日一部変更)

1 この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則(平成30年2月27日一部変更)

1 この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則(令和2年2月7日一部変更)

1 この規程は令和2年2月7日から施行する。

附則(令和2年6月18日一部変更)

1 この規程は令和2年6月18日から施行する。

附則(令和3年2月9日一部変更)

- 1 この規程は令和3年2月9日から施行する。
- 2 第4条及び第15条の改正後の規程は、令和4年4月1日以降の採用者(令和4年度予約奨学生を含む。)から適用する。

附則(令和5年2月22日一部変更)

- 1 この規程は令和5年2月22日から施行する。
- 2 第2条の改正後の規程は、令和6年4月1日以降の採用者(令和6年度予約奨学生を含む。)から適用する。

附則(令和6年2月6日一部変更)

1 この規程は令和6年4月1日から施行する。

附則(令和6年5月30日一部変更)

1 この規程は令和6年7月1日から施行する。

別表(第 14 条・第 15 条関係)

貸与を受けた奨	返還期間	
360, 000円 未満		月賦による1回当たり の返還額が3,750円を 下回らない回数
360,000円 ~	500,000円	8年以内
500,001円 ~	600,000円	9年以内
600,001円 ~	800, 000円	10年以内
800,001円 ~	1,000,000円	11年以内
1,000,001円 ~	1, 200, 000円	12年以内
1, 200, 001円 ~	1,400,000円	13年以内
1,400,001円 ~	1,600,000円	14年以内
1,600,001円 ~	1,800,000円	15年以内
1,800,001円 ~	2,000,000円	16年以内
2,000,001円 ~	2, 200, 000円	17年以内
2, 200, 001円 ~	2, 400, 000円	18年以内
2,400,001円 ~	3,000,000円	19年以内
3,000,001円以上		20年以内